

B 法人についての意見

2016 年 4 月 5 日

一般社団法人日本知的財産協会

専務理事 久慈直登

日本企業の国際競争力の観点からすると、日本企業はグローバル競争に向けて急速に国際特許出願を強化しており、それをサポートする方向が望ましい。B 法人はそれに役立つと考えられるので賛成する。

参考：特許出願件数の変化（特許行政年次報告書 2015 年版より）

日本出願件数 2005 年 427,078 件 2014 年 325,989 件（23%減）

（このうち外国からの出願は兩年とも約 60,000 件で変化はほとんどない）

PCT 出願件数 2005 年 24,290 件 2014 年 41,292 件（69.9%増）

（日本特許庁を受理官庁とする特許国際協力条約による出願件数）

1. 日本企業が日本出願件数を減らし外国出願を増やしているのは、知財の争いが世界のマーケットで、より熾烈になっているためである。日本企業同士は事前に交渉する環境が整っているため知財訴訟件数は少ないのだが、日本出願をベースとする外国出願は日本企業が原告となる知財訴訟に直結する。したがって日本出願時に既に外国での訴訟を合わせて検討することが多く、B 法人は一法人であるため日本出願から外国出願、外国での訴訟まで一つの案件としてより依頼しやすくなる。ただし共同事業でも既にある程度そのように行われているため大きな変化ではない。B 法人の支店が地方都市にも開設されればそこに本社を持つ日本企業は明らかに依頼しやすくなる。
2. 秘密情報の漏洩リスクは B 法人だから大きくなるということはない。グローバル展開をしている日本企業には外国人社員も多く、社員も代理人も国内外問わず、彼らの力をフルに生かすことが日本企業の国際競争力を強くする重要なポイントである。
3. 人材育成として考えると B 法人で海外の代理人と一緒に業務を行う若い弁護士、弁理士が増えることにより、国際競争の場で活躍する日本人弁護士、弁理士も増えることが期待できる。

以上